

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月18日（平成29年（行情）諮問第486号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第100号）

事件名：特定医師に係る医籍簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる本件対象文書1ないし本件対象文書3を特定し、本件対象文書1の一部を不開示とし、本件対象文書2及び本件対象文書3を保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙2に掲げる本件対象文書4（以下、本件対象文書1ないし本件対象文書3と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書4を追加して特定すべきとしていることは結論において妥当であり、本件対象文書2及び本件対象文書3につき不開示としたことは妥当であり、本件対象文書1及び本件対象文書4の一部を不開示とすべきとしていることは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月5日付け厚生労働省発医0905第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

厚生労働大臣が下した開示決定処分内容に不服があり、請求した特定医師に関する医籍登録情報の全てを開示することを要求する。

イ 理由

（ア）法10条開示の期限について遵守されなかったこと。

（イ）厚生労働大臣公印が模造若しくは模倣された印影が使用されていること。

(ウ) その他の理由

以下に、行政不服審査法6条の規定より、不開示決定処分に対し、aからeの項目を列挙し、異議を申し立てる。また、本件である特定医師についての医師情報の開示請求内容と不開示請求決定（原文ママ）とした理由内容（管理番号文書内容）、また、情報開示請求者氏名に取り違えがないように気をつけること。

不開示とした部分とその理由

不開示となった情報

○医籍登録番号（医師登録No.）、医籍登録目、本籍地、顔写真、生年月日、学歴、医師試験合格科目（専門科目）、とその年月日。

不開示とした理由（抜粋）

○善解の解釈をもって、その不開示理由を記載すると、法5条1号の不開示情報に該当し、且つただし書イからハまでのいずれのもの（原文ママ）該当しないとある。また、保存期間3年間満了により廃棄とあり、出身地及び医師試験合格科目（専門科目）については、その情報を作成取得していないとのことである。

a 当方が情報公開要求している情報とは、医籍に登録されている情報であり、厚生労働省の不開示理由がよく理解できない。法5条1号については、数字から個人を特定しようとする情報開示請求であって、特定している医師に付随する情報公開の妨げにはならない。3年間の保存期間の満了とあるが、医籍登録及びその情報変更の登録は、医籍登録年より、毎年2年おきに医師登録する制度であるため、3年の保存期間満了による不開示決定理由とは理解しがたい。また、当方は厚生労働省が作成取得していない情報公開請求は行っていないため、不開示決定処分に対し、異議申し立てる。

医籍登録詳細情報として、氏名、科目、院名または勤務先、郵便番号、住所、電話番号、出身県、生年月日学歴、登録番号、略歴、学位、主論文、恩師、資格、公職、趣味、家庭等である。

b 行政文書開示決定通知書に添付されている行政文書の開示実施方法等申出書について添付されてきた同申込書には、既に必要記入箇所に第三者の情報が記載されており、当方が記入すべき部分には他人の個人情報が入り、その第三者が勝手に公開情報の一部を取得したと思われる証拠を厚生労働大臣に提出する。その文章内容より、行政文書開示決定通知の日付と同じ日付で行政文書の開示実施方法等申出書を提出し、開示情報の一部だけを不正取得していると思われる。

その人物は、氏名及び名称：厚生労働省医政局特定課特定室、

住所：東京都千代田区霞ヶ関1-2-2（原文ママ），不正情報取得者は特定氏と記入されている。

c 情報開示請求受付番号1776号（平成29年7月31日受付）について，法10条開示決定等の期限に違反している。行政文書開示決定通知書厚生労働省発医0950第3号は平成29年9月5日に開示決定され，当方へ平成29年9月7日送付された。情報公開請求平成28年10月24日受付番号2713号においても同10条違反されており，情報開示されていない。

d 公印について模倣・模造したと思われる印影を使用している。

e 平成28年11月22日に厚生労働省が受付けた当方の苦情の申し立てにあるように，厚生労働省が当方に紹介した医師検索サイトは偽サイトであったことを苦情として申し述べている。厚生労働省は，なりすまし医やニセ医者 の出現についてどのような対策をされていますか？回答よろしくお願ひします。対策の一環として，公になっている情報，公になっていない情報，関係者のみが知る情報等の善意ある有効な活用ではないでしょうか（原文ママ）。

以上のaからe項目をもって，厚生労働大臣の不開示決定処分に対し，異議を申し立てる。

（2）意見書

審査請求人から，平成30年1月19日に意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは差支えがない旨の意見がなかったことから，その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人は，平成29年7月31日付けで処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。

（2）これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成29年9月19日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，新たに医師届出票を本件対象文書として特定し，その一部を開示するとともに，原処分における不開示部分については，これを維持することが妥当である。

3 理由

（1）本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は「特定個人の医師情報（顔写真，出身地，生年月日，学歴，職歴，医師試験合格科目とその年月日，医師登録

No. 医師免許登録日), 医師として公開可能な全ての情報」に関して行われたものである。

処分庁は「医籍簿」, 「医師国家試験願書」を本件対象文書として特定したところであるが, 本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ, 「医師届出票」についても, これを本件対象文書として特定することが妥当であると判断した。

(2) 医籍簿, 医師国家試験受験願書及び医師届出票について

ア 医籍簿とは, 医師国家試験に合格した者の申請により作成される医籍をまとめたものであり, 医師法施行令(昭和28年政令第382号)4条及び医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)2条の規定に基づき, 氏名, 性別及び医籍登録年月日等が記載されている。

イ 医師国家試験願書は, 医師国家試験を受けるにあたり, 医師法施行規則13条に基づき, 厚生労働大臣へ提出されるものであり, 顔写真, 学歴及び職歴等が記載されている。

ウ 医師届出票は, 医師法6条3項の規定に基づき, 2年ごとに, 住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出ることとされているものであり, 氏名, 住所, 従事する施設及び業務の種別, 従事先等が記載されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 医籍簿について

原処分により不開示とした部分には, 登録番号, 本籍地, 生年月日, 国家試験実施年/実施回数, 国家試験合格年月日, 進達県が記載されており, これらの情報は個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができる法5条1号の不開示情報に該当し, かつ, 同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため, 不開示とした。

イ 医師国家試験願書について

顔写真, 学歴及び職歴等の情報が記載されている行政文書として, 医師国家試験受験願書を特定したところであるが, これについては, 保存期間を3年とする行政文書として取り扱っており, 現在は平成26年度以降の願書のみを保有している。

原処分で開示しているとおり, 本件開示請求に係る特定医師の医籍登録年は平成14年であることから, 本件対象文書である医師国家試験受験願書は保存期間満了により廃棄済であり, 開示請求のあった時点で保有していないため不開示とした。

ウ 出身地及び医師国家試験合格科目について

出身地及び医師国家試験合格科目については, これらが記載された

行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため不開示とした。

エ 医師届出票について

医師届出票に記載された事項のうち、「住所、電話番号、生年月日、医籍登録番号、従事している施設及び業務の種別、主たる従事先、従たる従事先、就業形態、主たる業務内容、休業の取得」は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれも該当しないため、不開示とする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求書の中で、「法10条開示決定等の期限に違反している。」と主張している。しかし、本件審査請求に係る開示請求については、開示請求手数料が不足していたことから、不足分の追納を求める補正依頼を行っており、これに要した7日間（8月23日～29日）は法10条1項に基づき開示決定期間に算入していない。このため、開示決定期限は平成29年9月6日となることから、同年9月5日付けで行った原処分は妥当である。

また、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも本件審査請求に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、対象となる行政文書について、新たに特定した医師届出票の一部を開示した上で、原処分で不開示とした部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成29年12月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月10日 | 審議 |
| ④ 同月19日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年3月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年6月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1ないし本件対象文書3を特定し、本件対象文書1の一部を法5条1号に該当するため不開示とし、本件対象文書2については、保存期間満了により廃棄したため保有していないことから不開示とし、本件対象文書3については、作成・取得しておらず、保有していな

いとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、新たに本件対象文書4を追加して特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とするとともに、原処分で不開示とした箇所は、不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性、保有の有無及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(1))において、以下のとおり説明する。

本件審査請求に係る開示請求は「特定個人の医師情報(顔写真, 出身地, 生年月日, 学歴, 職歴, 医師試験合格科目とその年月日, 医師登録No. 医師免許登録日), 医師として公開可能な全ての情報」に関して行われたものである。

処分庁は「医籍簿」, 「国家試験願書」を本件対象文書として特定したところであるが, 本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ, 「医師届出票」についても, これを本件対象文書として特定することが妥当であると判断した。

(2) 当審査会事務局職員をして, 更に諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ, 医師国家試験の受験から医師登録後までの, それぞれの過程において厚生労働省が作成又は取得する文書は, 以下のとおりであり, その外には保有していないとのことであった。

ア 国家試験受験の際に取得する「医師国家試験願書」

イ 医師免許を申請する際に取得する「医師免許申請書」

ウ 上記イの申請により登録する際に作成する「医籍簿」

エ 2年ごとの届出の際に取得する「医師届出票」

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明を踏まえると, 特定医師の医師情報について, 原処分時点までに厚生労働省が作成又は取得した文書は, 以下のとおりであると認められる。

ア 医師国家試験願書(本件対象文書2)

イ 医師免許申請書

ウ 医籍簿(本件対象文書1)

エ 医師届出票(本件対象文書4)

(4) そうすると, 本件開示請求の対象文書として, 諮問庁が本件対象文書4を追加して特定すべきとしていることについては, 本件対象文書4は本件請求文書に該当すると認められるが, 本件対象文書の外に, 特定医師に係る医師免許申請書についても特定されるべきであったと認められるので, 当該文書につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた

ところ、以下のとおり説明する。

当該文書は、厚生労働省文書管理規程（平成13年1月6日 厚生労働省訓第21号。以下「文書管理規程」という。）別表第2（37条関係）の第4類（3年保存）の「（8）前各号に掲げるもののほか、3年の保存期間が必要であると認められるもの（第1類から第3類までに該当するものを除く。）」に該当する。特定医師の医師登録年月日から、医師免許申請書は平成14年度のものと考えられ、その場合、平成17年度末に3年の保存年限が満了し、廃棄されたと思われる。

- (5) 特定医師は、平成14年に医籍簿に登録されていることから、遅くとも同年までに医師免許を申請していたものと考えられる。そうすると、医師免許申請書の保存期間が3年であることから、特定医師にかかる医師免許申請書については、平成17年度末に保存期間が満了し、廃棄したとする諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、処分庁が当該文書を本件開示請求の対象文書として特定しなかったことは、結論において妥当である。

しかし、当該文書は本件請求文書に該当するのであるから、処分庁は、当該文書を保有していないことは、上記のとおりであるとしても、当該文書を本件開示請求の対象文書として特定した上で、これを保有していないことを理由として不開示決定を行うべきであった。

3 本件対象文書2及び本件対象文書3の保有の有無について

- (1) 当該文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 医師国家試験願書（本件対象文書2）について

当該文書は、上記2（4）と同様に文書管理規程別表第2（37条関係）の第4類（3年保存）の「（8）前各号に掲げるもののほか、3年の保存期間が必要であると認められるもの（第1類から第3類までに該当するものを除く。）」に該当する。特定医師の医師登録年月日から、特定医師の出願書類は平成13年度のものと考えられ、その場合、平成16年度末に3年の保存年限が満了し、廃棄されたと思われる。

イ 出身地、医師国家試験合格科目とその年月日が記載された文書（本件対象文書3）について

(ア) 出身地が記載された文書について

医師法施行規則13条に示す3号書式（医師国家試験願書）には、本籍、住所、電話番号、ふりがな、氏名、生年月日、学歴及び職歴の記入欄しかなく、同規則1条の3に示す1号様式（医師免許申請書）には、本籍、住所、電話番号、ふりがな、氏名、通称名、性別及び生年月日の記入欄しかない。また、医師届出票においても、

「出身地」の記入まで求めておらず、「医籍簿」にも記載されていない。

(イ) 医師国家試験合格科目及びその年月日が記載された文書について
医師法9条の規定により試験の内容が定められているほか、合格者の決定方法は同法10条2項の規定により、医道審議会の意見を聴かなければならないと定められており、同審議会においては回答結果を総合的に勘案して合否決定を行っていることから、試験科目別の合否判断は行っていないため、合格科目に係る情報を記載した文書は作成していない。

(ウ) なお、厚生労働省において、作成又は取得した文書は、上記2(3)のとおりであり、これ以外に特定医師にかかる情報が記載された文書は存在しない。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書2について

特定医師は、上記2(5)と同様の理由により、遅くとも平成13年までに医師国家試験を出願していたものと考えられ、当該文書の保存期間は3年であることから、平成16年度末に保存期間が満了し、廃棄したとする諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 本件対象文書3について

(ア) 出身地が記載された文書について

当審査会において、医師法施行規則13条に示す3号書式(医師国家試験願書)及び同規則1条の3に示す1号様式(医師免許申請書)を確認したところ、出身地について記載する欄は存在せず、また、本件対象文書1及び本件対象文書4を見分したところ、出身地について記載する欄は存在しなかった。

(イ) 医師国家試験合格科目及びその年月日が記載された文書について
当審査会事務局職員をして、厚生労働省のウェブサイトを確認させたところ、医師国家試験については、試験の実施結果を踏まえ、医道審議会医師分科会の意見を踏まえて厚生労働大臣が合格者を決定しているとされており、科目別で合否の判定を行っているとの記載は確認できなかった。

(ウ) 以上を踏まえ、検討すると、本件対象文書3を保有していないとする上記(1)イの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 以上のことから、厚生労働省において、これらの文書を保有しているとは認められない。

4 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書1について

当該文書の不開示部分には、登録番号、本籍地、生年月日、国家試験実施年／実施回数、国家試験合格年月日及び進達県が記載されている。

(2) 本件対象文書4について

当該文書の不開示部分には、住所、電話番号、生年月日、医籍登録番号、従事している業務の種別、主たる従事先、従たる従事先、就業形態、主たる業務内容、休業の取得、従事する診療科、取得している広告可能な資格、出身大学及び本届出票の活用に対する同意の有無が記載されている。

(3) 法5条1号該当性について

これらの情報は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

医療法14条の2に、病院又は診療所の管理者が、当該病院又は診療所内に掲示しなければならない事項が規定されているが、その中に上記(1)及び(2)の項目は含まれていないため、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、本件は、個人を特定した上でなされた開示請求であり、当該個人の氏名が原処分において既に開示されていることから、法6条2項による部分開示はできない。

したがって、これらの部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1ないし本件対象文書3を特定し、その一部を保有していない、又は法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書4を追加して特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書4を追加して特定すべきとしていることは結論において妥当であり、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、厚生労働省において当該文書を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であり、本件対象文書1及び本件対象文書4につき不開示とすべきとしている部分は、

同号に該当すると認められるので、不開示とすべきとしていることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

本件請求文書

特定個人に関する医師情報（顔写真，出身地，生年月日，学歴，職歴，医師試験合格科目とその年月日，医師登録No. 医師免許登録日），医師として公開可能な全ての情報。

別紙 2

本件対象文書

- 1 本件対象文書 1 特定医師に係る医籍簿
- 2 本件対象文書 2 特定医師に係る医師国家試験受験願書
- 3 本件対象文書 3 特定医師に係る出身地，医師国家試験合格科目とその
年月日が記載された文書
- 4 本件対象文書 4 特定医師に係る医師届出票